

電子メディアを通じた会議に関する  
仏暦 2563 年（西暦 2020 年）の緊急勅令  
（仮訳第 2 稿）

2020 年 4 月 18 日制定 2020 年 4 月 19 日施行

第 1 条 この緊急勅令は、「電子メディアを通じた会議に関する仏暦 2562 年（西暦 2019 年）の緊急勅令」と称する。

第 2 条 この緊急勅令は、官報において公布された日（注：2020 年 4 月 19 日）から効力を生ずる。

第 3 条 仏暦 2557 年（西暦 2014 年）6 月 27 日に発布された電子メディアを通じた会議に関する国家平和秩序評議会の通知第 74/2557 号は、これを廃止する。

第 4 条 この緊急勅令において、次に掲げる用語は、当該各号所定の意義を有する。

1 「電子メディアを通じた会議」とは、会議出席者が同じ場所に所在せず、かつ、電子メディアを通じて集合して協議をし、及び相互に意見を表示し合うことができる態様による電子メディアを通じて行った会議がなくはない旨法律が規定する会議をいう。

2 「会議出席者」とは、法律が定める委員会、小委員会又はその他の団体の会長、副会長、会議体の成員、小会議体の成員、秘書及び秘書アシスタントをいい、当該委員会、小委員会又は団体に対して意見を解釈して示す者も含む。

●翻訳者：弁護士 萩野敦司 ●翻訳者の許可なく複製・転載することを禁じます。  
●本翻訳は、非公式な仮訳であり、その内容の正確性を保証するものではありません。正確な内容については、タイ語原文をご参照ください。

第 5 条 この緊急勅令は、次に掲げるものに対してこれを適用しない。

- (1) 人民代表院、元老院及び国会の会議
- (2) 裁判所の判決又は命令を作成するための会議
- (3) 政府部門、地方政府、国有企業、公的組織及び国のその他の機関の調達手続に従った事項を実施するための会議
- (4) 省令で定めるところに従ったその他の会議

第 6 条 法律が定める会議は、会議をしなければならない。それぞれの法律が定めている方法に従い実施する場合を除き、会議において議長として職務を行使する者は、電子メディアを通じた会議を開催し、かつ、法律に定める方法に従った会議と同じ効果を有する旨を決定する。

2 省令所定の事項について電子メディアを通じた会議を行うことは、これを禁ずる。

第 7 条 電子メディアを通じた会議は、デジタル経済及び社会省令が官報において通知することにより定める電子メディアを通じた会議の安全保護標準に従いなされなければならない。

第 8 条 会議招集通知及び会議参考文書の送付は、電子メールにより送付することもできる。この場合には、会議を主宰する権限を有する者は、証拠として会議招集通知及び会議参考文書の写しを保存しなければならない。また、電子画像・データで保存することもできる。

- 翻訳者：弁護士 萩野敦司 ●翻訳者の許可なく複製・転載することを禁じます。
- 本翻訳は、非公式な仮訳であり、その内容の正確性を保証するものではありません。正確な内容については、タイ語原文をご参照ください。

第 9 条 電子メディアを通じた会議において、会議を主宰する権限を有する者は、次の事項をしなければならない。

(1) 会議に出席する前に、会議出席者をして電子メディアによる会議出席のために自己を表示させるよう手配すること。

(2) 同意による投票及び秘密投票のいずれにおいても、会議出席者をして投票させるよう手配すること。

(3) 書面により会議議事録を作成すること。

(4) 電子画像・データにより、会議開催の全時間の会議参加者の（状況に応じて）音声又は音声及び画像の記録があるよう手配すること。ただし、秘密会議である場合を除く。

(5) 証拠として、会議参加者全員の電子トラフィック情報を保存しておくよう手配すること。

2 前項第(4)号及び第(5)号所定の情報は、会議議事録の一部とみなす。

第 10 条 電子メディアを通じた会議において、会議参加者に対して名目のいかんを問わず会議手当又はこれに代わる対価を支払うべき状況がある場合には、当該会議手当又はこれに代わる対価は、自己を表示して電子メディアを通じた会議に参加した会議出席者に対して支払うものとする。

第 11 条 この緊急勅令に従い電子メディアを通じた会議は、法律に適合する会議であるとみなされる。また、電子情報であることのみを理由として、民事事件、

●翻訳者：弁護士 萩野敦司 ●翻訳者の許可なく複製・転載することを禁じます。

●本翻訳は、非公式な仮訳であり、その内容の正確性を保証するものではありません。正確な内容については、タイ語原文をご参照ください。

刑事事件又はその他の事件における法律に従った審理手続において、証拠としてのこの緊急勅令に従った電子情報の聴取を拒絶することは、これを禁ずる。

第 12 条 この緊急勅令を施行する日の前に施行した、仏暦 2557 年（西暦 2014 年）6 月 27 日に発布された電子メディアを通じた会議に関する国家平和秩序評議会の通知第 74/2557 号に従い発出した電子メディアを通じた会議の安全保護標準は、この緊急勅令に従い発出して施行する電子メディアを通じた会議の安全保護標準が存在する時まで、この緊急勅令に反し、又は矛盾しない限り、引き続き効力を有することができる。

第 13 条 仏暦 2557 年（西暦 2014 年）6 月 27 日に発布された電子メディアを通じた会議に関する国家平和秩序評議会の通知第 74/2557 号に従い既に実施されたすべての電子メディアによる会議は、この緊急勅令に適合する会議とみなされる。

第 14 条 デジタル経済及び社会省の大臣は、この緊急勅令に従い実施するものとする。

- 翻訳者：弁護士 萩野敦司 ●翻訳者の許可なく複製・転載することを禁じます。
- 本翻訳は、非公式な仮訳であり、その内容の正確性を保証するものではありません。正確な内容については、タイ語原文をご参照ください。